

第1章 貨物自動車運送事業とは

性格

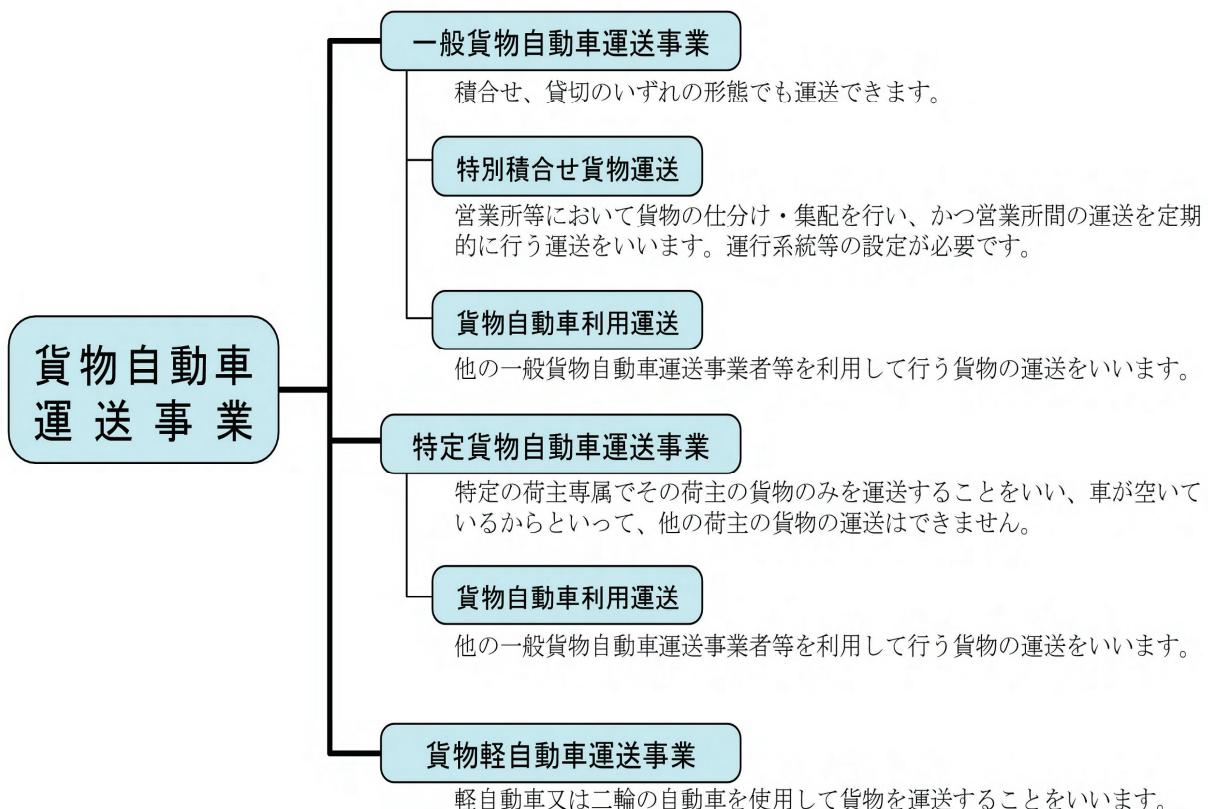
国民生活や産業活動に欠かすことのできない貨物の輸送サービスを提供する事業であり、国民生活の向上、社会経済の維持発展に欠かすことができない公共的な事業として重要な役割を担っています。

義務

貨物自動車運送事業を行うには、貨物自動車運送事業法により国土交通大臣の許可を受ける必要があります。また、事業の実施にあたっては、本法律を遵守し、事業計画に沿って事業を行うことや、運送の安全を確保することなどの義務が生じます。

1 事業の種類

貨物自動車運送事業は、次の種類に分かれます。



2 運賃・料金、運送約款

(1) 「運賃」「料金」の定義

ア 運 賃

貨物運送事業における「運賃」とは、貨物の場所的移動に対する対価をいう。なお、貨物の積付けであって、シート、ロープなど通常貨物運送事業を行う者（以下「貨物運送事業者」という。）が備えている積付用品による作業への対価を含むものとする。

イ 運賃の基本的な種類としては、

- (ア) 積合せ運賃……積合せ貨物輸送（特別積合せ貨物運送を含む）による貨物の運送に適用する運賃（宅配便運賃及びメール便運賃を除く。）
- (イ) 宅配便運賃……特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送であって、重量30kg以下の1個口の貨物を特別な名称を付して行う運送に適用する運賃
- (ウ) メール便運賃……特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送による書籍雑誌、商品目録等比較的軽量な荷物を荷送り人から引き受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為が終了する運送に適用する運賃
- (エ) 貸切運賃……車両を貸し切って行う貨物の運送に適応する運賃（引越運賃及び特殊運賃を除く。）
- (オ) 引越運賃……車両を貸し切って行う引越貨物の運送に適応する運賃
- (カ) 特殊運賃……特殊な構造を有する車両を使用して行う運送その他の特殊貨物の運送に適用する運賃

（具体例）

国際海上コンテナ運賃・郵便物運賃・航空貨物運賃・馬匹運賃
タンク車運賃・靈柩運賃・清掃運賃・鋼材運賃・ダンプ運賃

ウ 料 金

貨物運送事業における「料金」とは、次の(ア)及び(イ)のとおりとする。

- (ア) 貨物運送事業者が受託する運送以外の役務に対する対価であって以下、a～cに掲げるもの。

a 積込料又は取卸料

貨物の発地又は着地において、荷送人又は荷受人の依頼により、貨物運送事業者が行う貨物の車両への積込み又は車両からの取卸し（貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常貨物運送事業者が備えている積付用品による作業を除く。）に対する対価

b 待機時間料

車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により貨物運送事業者が待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に対する対価

c 附帯業務料

荷送人又は荷受人の依頼により、貨物運送事業者が行う品代金の取立て、荷掛け金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務に対する対価

- (イ) 深夜・早朝配送等の特別な費用が発生する輸送により、増加する費用を賄うために收受するためのもの。

料金については、それぞれの運賃に対応して、その運賃だけでは一律に收受しがたい運送サービスについて、利用者にわかりやすい内容で設けることとされています。

一般消費者が契約の当事者となる運送に係る運賃及び料金については、引き続き掲示義務が課されることとなっているので、宅配便・引越し・靈柩等に係る運賃及び料金については、従前のとおり掲示することとなっています。

(2) 運賃料金は貨物自動車運送事業報告規則により事後届出制

運賃料金を設定又は変更しようとする場合は、貨物自動車運送事業報告規則に基づき、**設定又は変更後30日以内**に届出することになりました。

多種多様な運賃及び料金に対して、問題があると判断される場合には、事業改善命令が発動されますが、運賃及び料金に対する事業改善命令の発動に係る事例として、

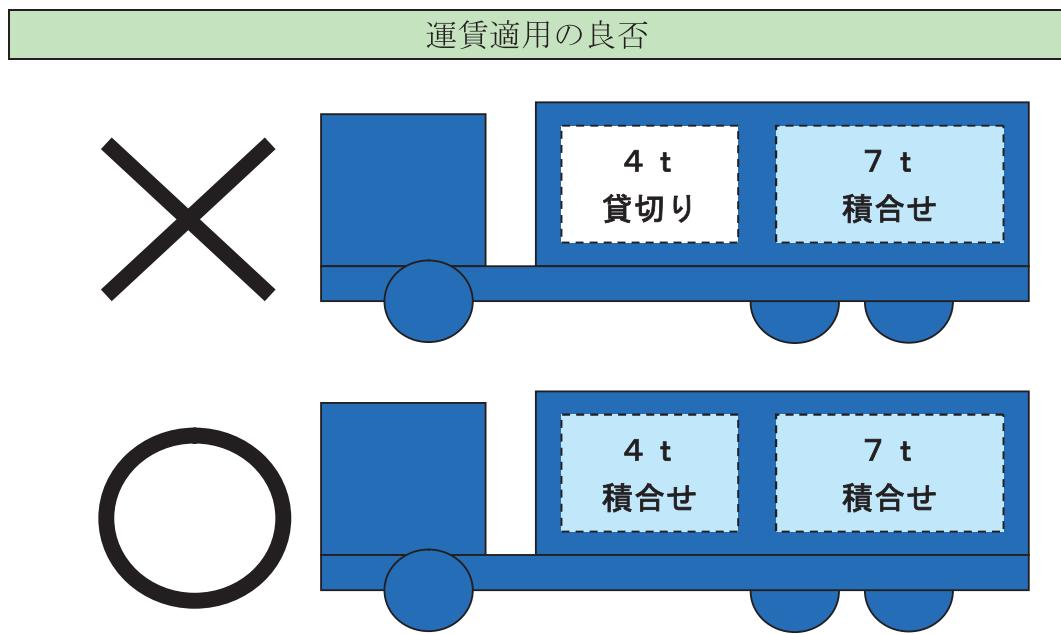
- ア 荷主に対し不当な差別的取扱となるおそれがある場合
 - イ 他のトラック事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがある場合
 - ウ 社会経済情勢に照らし不当に高すぎる運賃・料金の場合
 - エ 宅配、引越し等個人を対象とする運賃・料金について、利用者が安易に理解する事が困難なものや利用者に不測の損害を与えるおそれがある場合
- などが、考えられます。

ここに注意！

一般貨物自動車運送事業者は、1台の車両に1荷主の貨物だけを積む貸切り運送も、複数の荷主の貨物と一緒に載せる積合せ運送もできますので、積載効率を考慮して使い分ける必要があります。

しかし、1台のトラックを貸切りにするか積合せにするかは自由ですが、貸切りの時は「貸切運賃」、積合せの時は「積合せ運賃」を收受しなければなりません。

つまり、11t車に1件4tの貨物を積み、その他小口の貨物を積んだ場合、4tの貨物を4t車を使ったつもりで4tの「貸切運賃」を適用し、残り7tの「積合せ運賃」を適用することはできないので注意してください。



(3) 運送約款

運送約款は、荷主との商取引で重要な役割を果たします。運送事業者として運送を拒絶することができる貨物（大量の火薬、劇薬などの危険物）や、荷主との補償問題が発生した場合の対処方法など、約款を熟知していないととんだトラブルとなることもあります。

一般的には、「標準貨物自動車運送約款」「標準宅配便運送約款」「標準引越し運送約款」が使われています。これによらず独自に約款を設ける場合は、国土交通大臣の認可を受ける必要があります。

また、運送約款は、その内容が利用者にわかるように**営業所内等に掲示することが義務付け**られています。

なお、令和6年4月1日から、**常時使用する従業員の数が20人を超えるトラック運送事業者**については、原則として、運賃・料金等を店頭での掲示に加え、**自社のウェブサイトにも掲載**する必要があります。